

議第 70 号

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の改正に伴い布設工事監督者資格要件の選択科目が改められたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道 <u>又は水道環境</u> を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
2 (略)	2 (略)

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

【参考資料】

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い布設工事監督者資格要件の選択科目が改められたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 布設工事監督者の資格要件のうち、技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験の選択科目から「水道環境」を除外します。
(第3条関係)

(2) この条例は、令和2年1月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

(附則第2項関係)